

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H25.6.1	業務変更	変更前	営業所	737350	狭野簡易郵便局	○	宮崎県西諸県郡高原町蒲牟田5261-1	○	○	○	×	○	○		
		変更後	郵便局	737350	狭野簡易郵便局	○	宮崎県西諸県郡高原町蒲牟田5261-1	○	○	○	○	○	○		
H25.6.1	業務変更	変更前	営業所	748610	大里城山簡易郵便局	○	福岡県北九州市門司区城山町1-33	—	○	○	×	○	○		
		変更後	郵便局	748610	大里城山簡易郵便局	○	福岡県北九州市門司区城山町1-33	—	○	○	○	○	○		
H25.6.1	住居表示変更	変更前	営業所	847620	一丁目簡易郵便局	○	青森県弘前市大字相馬字一丁目62	○	○	○	×	○	○		
		変更後	営業所	847620	一丁目簡易郵便局	○	青森県弘前市相馬一丁目62	○	○	○	×	○	○		
H25.6.3	契約解除	変更前	営業所	116800	熊倉簡易郵便局	○	長野県安曇野市豊科高家3460	—	○	○	×	○	○		
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H25.6.3	移転	変更前	営業所	317350	赤住簡易郵便局	○	石川県羽咋郡志賀町赤住9-65	○	○	○	×	○	×		
		変更後	営業所	317350	赤住簡易郵便局	○	石川県羽咋郡志賀町赤住9-36-1	○	○	○	×	○	×		
H25.6.3	移転	変更前	郵便局	848030	猿辺簡易郵便局	○	青森県三戸郡三戸町貝守下田18-2	○	○	○	○	○	○		
		変更後	郵便局	848030	猿辺簡易郵便局	○	青森県三戸郡三戸町貝守北向下田20-3	○	○	○	○	○	○		
H25.6.3	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	—	-	-	-	-	-		
		変更後	営業所	977360	石狩共栄簡易郵便局	○	北海道旭川市東鷹栖10-15-2887-7	—	○	○	×	○	○		
H25.6.18	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	—	-	-	-	-	-		
		変更後	営業所	116310	新開黒川簡易郵便局	○	長野県木曾郡木曾町新開7097	○	○	×	×	×	×		
H25.6.24	移転	変更前	郵便局	4830	町田木曾郵便局	-	東京都町田市木曾東1-22-39	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	004830	町田木曾郵便局	-	東京都町田市木曾東3-33-13	-	○	○	○	○	○	-	
H25.6.24	移転	変更前	営業所	438270	養父浅野簡易郵便局	○	兵庫県養父市浅野1	○	○	○	×	○	×		
		変更後	営業所	438270	養父浅野簡易郵便局	○	兵庫県養父市浅野439-2	○	○	○	×	○	×		

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H25. 6. 24	移転	変更前	郵便局	621690	小歩危郵便局	-	徳島県三好市山城町西字 6 0 3 - 8	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	621690	小歩危郵便局	-	徳島県三好市山城町西字 7 0 4 - 1	○	○	○	○	○	○	-	
H25. 6. 24	移転	変更前	郵便局	762960	長与郵便局	-	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷 1 - 1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	762960	長与郵便局	-	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷 2 0 2 1 - 1 0	-	○	○	○	○	○	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関